

非自発的失業者に係る国民健康保険料等の軽減届について（ご案内）

<届出の方法>

1 郵送による届出（別世帯の方による届出は不可）

※ 届出に来た人は「世帯主」となります。

必要なもの 1 非自発的失業者に係る国民健康保険料等の軽減届（中野区のホームページからダウンロードすることができます。ダウンロード又は印刷ができない場合は、下記までご連絡ください。届書の用紙をお送りします。）



2 雇用保険受給資格者証両面の写し（公共職業安定所（ハローワーク）が作成し、雇用保険の受給権者に発行するものです。本人が申請し、受給資格が得られないと発行されません。）

3 世帯主と軽減対象者の両方の方の確認書類の写し（①及び②）

①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等）の写し

②マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）の写し（注記）

注：他の書類が全て揃っていて不備等が無いときは、②のマイナンバー確認書類は無くてもお受けします。

ご注意事項 1 原則として、お送りいただいた証明書等は返却しません。

2 書類に不備等があるときは、手続を進められないため書類一式を返送することがあります。

3 郵送方法は、なるべく **簡易書留郵便** 又は **特定記録郵便** にしてください。

2 窓口での届出

必要な書類等は「1 郵送による届出」と同じです。

ただし、**窓口での届出の場合、雇用保険受給資格者証や本人確認書類等は「写し」ではなく「原本」をご提出ください。**本人確認書類等は必要に応じ写しをとります。

窓口にいらっしゃる方と世帯主の方が違う場合は、世帯主の方のマイナンバー及び本人確認書類が無くてもお受けします。

◇ 中野区役所 2階 6番窓口へ、平日の午前8時30分から午後5時までの間にお越しください。

お問合せ・郵送先

〒164-8501 中野区中野4-11-19 中野区役所（2階6番窓口）

中野区国民健康保険（中野区 保険医療課 資格賦課係） 電話 03-3228-5511（直通）